流山市景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市景観条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの） 第９条　法第16条第８項第12号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、別表第２に定めるとおりとする。	（景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの） 第９条　法第16条第７項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、別表第２に定めるとおりとする。